



# 鳥取県公報

平成12年 9月 5日(火)

第 7 2 1 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（税務課）…………… 1
  - 自然公園法による公園事業の一部の決定（景観自然課）…………… 1
  - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）…………… 2
  - 土地改良区の解散（耕地課）…………… 2
  - 公共測量の終了（管理課）…………… 2
  - 出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）…………… 3
- ◇ 選管告示
  - 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 …… 3
- ◇ 教委告示
  - 定例教育委員会の招集（総務課）…………… 4
- ◇ 公 告
  - 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）…………… 4
- ◇ 正 誤
  - 平成12年 3月31日付鳥取県規則第37号中訂正 …… 5
  - 平成12年 4月18日付鳥取県公報第7172号中訂正 …… 5
  - 平成12年 4月21日付鳥取県公報号外第47号中訂正 …… 5
  - 平成12年 8月18日付鳥取県告示第487号中訂正 …… 5

## 告 示

### 鳥取県告示第516号

鳥取県税条例（昭和29年鳥取県条例第26号）第139条の3第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成12年 9月 5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
有限会社柴田石油店 代表取締役 柴 田 昭 弘	日野郡日南町生山694	平成12年 6月30日

### 鳥取県告示第517号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第12条第4項の規定に基づき、水ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第6項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部景観自然課及び若桜町ふるさと振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成12年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

公園事業の名称	区 間		公園事業の内容
水ノ山縦走線道路（歩道）	起点	八頭郡若桜町（眷米・水ノ山越分岐点）	休憩所（付帯施設） の整備
	終点	八頭郡若桜町（眷米・三の丸分岐点）	

**鳥取県告示第518号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年10月17日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成12年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成12年8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人新田むらづくり運営委員会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
岡田 一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
八頭郡智頭町大字西谷620-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、新田集落の活性化のため、各種むらづくり事業を行い、もって新田集落の発展に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第519号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、米子市成実土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第520号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（公共下水道事業に伴う地形図作成）
- 2 作業地域 岩美郡岩美町大字浦富、大字新井及び大字牧谷地内
- 3 終了年月日 平成12年8月4日

**鳥取県告示第521号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成12年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
こどもの四季コンサート（秋編）	平成12年10月22日	鳥取県立童謡館多目的ホール

## 2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 西尾 孝之

## 3 委任期間

平成12年9月14日から同年10月23日まで

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第87号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成12年9月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,743
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	162,374
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,090
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,360
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,137
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,932
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,985
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,752

気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,063
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,176
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,010
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,872

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第17号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成12年9月5日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

- 1 日時 平成12年9月7日（木）午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 公立学校教職員人事について
  - (2) その他

## 公 告

鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成12年9月5日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

- 1 講習の種別及び受講対象者
 

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

  - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
  - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成12年10月5日午後1時30分から午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口又は黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成12年10月26日午後1時30分から午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二庁舎3階第20会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭又は浜村の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

## (2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑

---

正

---

誤

---

平成12年3月31日公布の鳥取県規則第37号（鳥取県産業技術センター条例施行規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
4	下から2	しなければならない	しなければならない
9	下から9	利用人員名	利用人員

平成12年4月18日付鳥取県公報第7172号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	下から21及び22	◇監査委員告示	
5	8から10	<u>監査委員告示</u>	
々	11	鳥取県監査委員告示第2号	鳥取県告示第272号

平成12年4月21日付鳥取県公報号外第47号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	下から26	鳥取県告示第284号	鳥取県告示第285号
25	18	鳥取県告示第285号	鳥取県告示第286号

平成12年8月18日付鳥取県告示第487号（町の区域の変更等について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
4	下から4及び3	字参番割	字三番割